

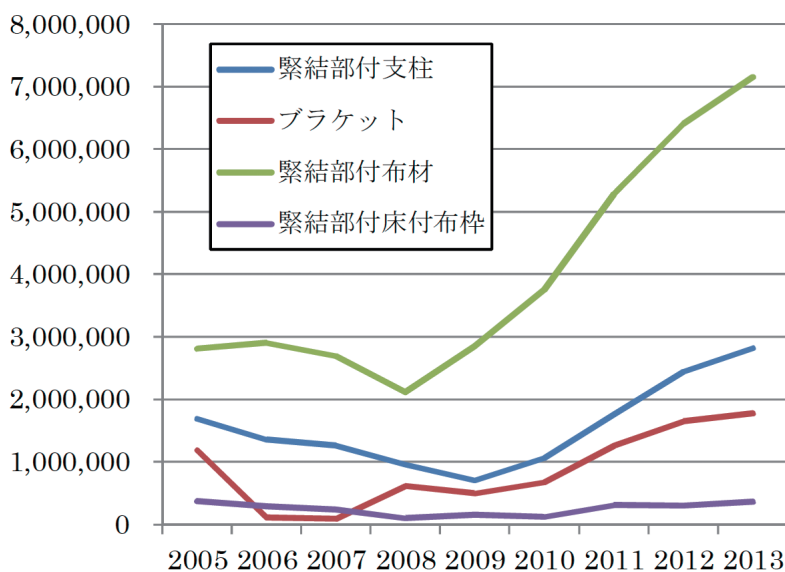
序 文 基準改訂の経緯

木造住宅等の低層建築物の工事に用いるくさび緊結式足場については、仮設工業会で昭和58年10月に「小規模建設工事に用いる簡易足場の構造等の安全技術基準」の中で「C型緊結部付ユニット支柱式ブラケット一側足場」として初めて基準が作成された。続いて昭和59年8月には「小規模建設工事用足場の部材及び附属金具」の中で、C型くさび緊結式足場の認定基準が制定された。

その後、労働省（現厚生労働省）の委託を受け、平成11年度及び平成12年度の兩年にわたり「小規模建設工事用足場の使用条件に関する調査研究」を行った。

これらの結果をもとに、前述の「小規模建設工事用足場の部材及び附属金具」として認定基準に定められていたA型、B型、C型、D型の4種類の足場うち、くさび緊結式足場として広く用いられているC型足場用の部材及び附属金具をベースとして新たに必要な部材を追加し、「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」という名称で認定基準を制定するとともに、認定された部材を使って足場を組立て、使用するための本技術基準が作成されたものである。

本技術基準作成後、約30年が経過し、近年は低層の木造住宅建設工事に幅広く使用されるだけでなく、中層のビル工事用本足場としても広く使用されている。



近年の主な機材の生産

このような現状の中で、足場からの墜落災害防止のためのいくつかの規則改正が行われた。平成 21 年に手すり高さを「75cm 以上」から「85cm 以上」にするなどの改正が施行（労働安全衛生規則の一部を改正する省令：平成 21 年 3 月 2 日公布、6 月 1 日施行）され、これを受けて「手すり先行工法等に関するガイドライン」も平成 21 年 4 月 24 日付で「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省基発第 0424002 号）として改正された。

また、本平成 27 年 7 月 1 日より、労働安全衛生規則が一部改正されることとなり、足場からの墜落防止対策が強化されることとなっている。

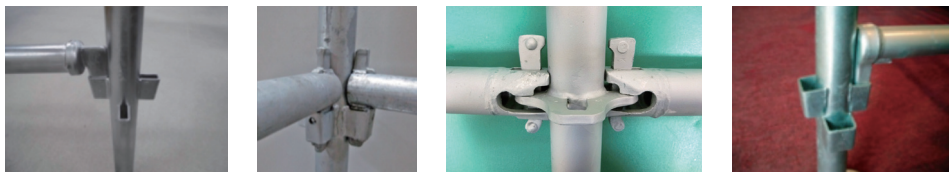
本技術基準は平成 15 年に作成したもので、これら規則の改正に対応する必要がある、仮設工業会では平成 22 年より改訂のための委員会を立ち上げ、各種実験等により見直しを進めてきた。

今回の改訂の大きな点は適用する組立て高さを 45 m までとしたこと、本足場における両面先行手すりの使用を盛り込んだことである。

くさび緊結式足場先行手すり（以下「先行手すり」。）はこれまでは単品承認制度において承認されていたが、認定基準を作成し、昨年 10 月より認定制度で扱うこととなった。

それまでの単品承認制度では使用基準として、片面先行手すり並びに片面緊結部付布材とした組立方法によっていたが、今回、規則への適合と、より墜落防止効果を高めることを目的とした、両面先行手すりによる組立てに対するニーズ、両面先行手すりを使用することにより組立て可能高さをより高く見直すことなどが見直しの背景となった。

なお、ビル工事用の足場としてどの種類の足場を設置するかは、経済性だけではなく、工事の内容、建築物の形状、規模、工期等に即してより安全な足場の確保を前提に選択すべきものであり、本技術基準は他の足場の替わりにくさび緊結式足場を推奨しようとするものではない。



くさび緊結部の例

第1章

総則

1. 適用

「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」は、一般社団法人仮設工業会（以下、「仮設工業会」という。）が定める「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準に適合し、認定を受けた専用の部材等を用いて高さ45 m（建地補強含む）以下の足場を組立て、解体及び使用する場合について適用する。

解説

① 適用

本技術基準は、くさび緊結式足場を構成する部材のうち緊結部付支柱、布材、作業床、筋かい、先行手すりといった基本部材の組立条件及び梁枠を使用した開口部の組立条件等を中心に、足場を組立てる上で必要な最低限の基準を示したものである。

足場を構成する部材のうち、表-1に示す部材は「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準に適合したものを使用することが前提である。

くさび緊結式足場用先行手すりについては、単品承認制度で安全性の確認が行われていたが平成26年10月1日に認定基準が制定された。認定基準制定前に製造された製品については単品承認合格品を使用することが望ましい。

くさび緊結式足場には、くさび専用の部材以外に床付き布わく、壁つなぎ用金具、緊結金具、階段開口部用手すり枠、メッシュシート等の枠組足場にも使用される部材もある。このような部材については、それぞれの認定基準の合格品を使用するものとする。

また、くさび緊結式足場の各部材は長期に渡って繰り返し使用されるため、必ず適正に経年管理された部材を使用することが大切である。

【参考：くさび緊結式足場の機材の経年管理に関するガイドライン（仮設工業会）】

(1)	緊結部付支柱
(2)	緊結部付布材
(3)	緊結部付床付き布枠
(4)	緊結部付ブラケット
(5)	ねじ管式ジャッキ型ベース金具
(6)	屋根用ねじ管式ジャッキ型ベース金具
(7)	くさび式足場用梁枠
(8)	くさび式足場用斜材
(9)	くさび式足場用手すり及び中さん
(10)	緊結部付腕木
(11)	くさび緊結式足場用先行手すり

表-1 くさび緊結式足場の部材及び附属金具の認定基準対象品目

② 高さ45mについて

「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の部材を使用して組立てられた本足場は、部材性能を考慮し、高さ45mまでを組立て限度とした。しかし、くさび緊結式足場の場合は安全衛生規則に定める単管足場として取り扱われるため、本基準では足場の高さについては、労働安全衛生規則に従って緊結部付支柱の最高部から測って31mを超える部分は原則として2本組とすることが必要となる。

ただし、平成27年7月1日施行の安全衛生規則一部改正(第571条第1項第3号)により、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超えない場合は31mを超える場合であっても建地の2本組を行わないことが可能となった。

本基準もこれに従い使用することとするが、最大使用荷重に関しては各メーカーの提示するデータによることが必要となる。

③ 足場の高さ

足場の高さは作業床が足場の最上層に設置されている場合は基底部から最上層の作業床までの高さをいう。

作業床が足場の最上層に設置されていない場合は、単管足場等緊結部付支柱式の足場では、最上部の水平材(布材等の主要部材)までの高さとしてされている。(図-1)